

平成 30 年 7 月豪雨による被災者に関する 教職員宿舎一時使用許可事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 30 年 7 月豪雨の被災者が、教職員宿舎の一時使用を希望した場合の取扱いを適正かつ合理的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、被災者とは、平成 30 年 7 月豪雨により住宅を被災した者のうち、市町村が発行する罹災証明書等により被災の事実を確認することができる者とする。

(許可の取扱い)

第 3 条 被災者に対する一時使用の許可は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく目的外使用許可とする。

(被災者が行う許可の申請)

第 4 条 被災者は、教職員宿舎の一時使用の許可を受けようとするときは、別記第 1 号様式による被災者用教職員宿舎一時使用許可申請書に、次に掲げる書類を添えて教育長に申請しなければならない。ただし、申請日に罹災証明書等を所持していないときは、入居後 3 月以内に罹災証明書等を提出することをもって足りるものとする。

- (1) 罹災証明書等の写し
- (2) 被災者用誓約書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育長が必要があると認める書類

(審査)

第 5 条 教育長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査したうえで、教職員宿舎の一時使用を許可するものとし、別記第 2 号様式による教職員宿舎一時使用許可書により当該申請者に通知するものとする。

(使用料の免除)

第 6 条 被災者が一時使用する教職員宿舎の使用料は、高知県財産条例（昭和 39 年高知県条例第 37 号）第 10 条第 2 号の規定に基づき免除する。

(一時使用の期間)

第7条 被災者が使用する教職員宿舎の一時使用の期間は、許可した日から起算して1年以内とする。ただし、被災者からの申請に基づき、教育長が必要があると認めるときは、入居から3年を経過する日までを限度として、1年ごとに一時使用の期間を延長することができる。

2 前項ただし書の規定に基づき被災者が教職員宿舎の一時使用の期間の延長を受けようとするときは、別記第3号様式による教職員宿舎一時使用期間延長申請書を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査したうえで、教職員宿舎の一時使用の期間の延長を許可するものとし、別記第4号様式による教職員宿舎一時使用期間延長許可書により当該申請者に通知するものとする。

(明渡しの届出)

第8条 被災者は、教職員宿舎を使用する必要がなくなった場合は、速やかに別記第5号様式による教職員宿舎明渡届出書により教育長に届け出なければならない。

(明渡し)

第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、教職員宿舎の一時使用の許可を取り消し、教職員宿舎の明渡しを請求することができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (2) 被災者が誓約書の内容を履行しなかった場合
- (3) 被災者が一時使用の許可条件に違反した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員宿舎の管理上支障があると教育長が認める場合

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、教職員宿舎の目的外使用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月13日から施行する。

(被災者が行う許可の申請の期限)

2 第4条の規定による申請に係る使用許可は、平成31年3月31日までに被災者用教職員宿舎一時使用許可申請書が到着したのもをもって終了するものとする。